薬生薬審発 0301 第 1 号 令 和 4 年 3 月 1 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長 ( 公 印 省 略 )

## 医薬品の一般的名称について

標記については、「医薬品の一般的名称の取扱いについて(平成 18 年 3 月 31 日薬食発第 0331001 号厚生労働省医薬食品局長通知)」等により取り扱っているところです。今般、我が国における医薬品の一般的名称(以下「JAN」という。)について、新たに別添のとおり定めたので、御了知の上、貴管下関係業者に周知方よろしく御配慮願います。

## (参照)

「日本医薬品一般的名称データベース」<a href="https://jpdb.nihs.go.jp/jan/Default.aspx">https://jpdb.nihs.go.jp/jan/Default.aspx</a> (別添の情報のうち、JAN 以外の最新の情報は、当該データベースの情報で対応する こととしています。) (別表1) INN との整合性が図られる可能性のあるもの

(平成18年3月31日薬食審査発第0331001号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知に示す別表1)

## 登録番号 303-4-A1

JAN (日本名):エンシトレルビル フマル酸

JAN(英 名): Ensitrelvir Fumaric Acid

 $C_{22}H_{17}C1F_3N_9O_2 \cdot C_4H_4O_4$ 

(6*E*)-6-[(6-クロロ-2-メチル-2*H*-インダゾール-5-イル)イミノ]-3-[(1-メチル-1*H*-1,2,4-トリアゾール-3-イル)メチル]-1-[(2,4,5-トリフルオロフェニル)メチル]-1,3,5-トリアジナン-2,4-ジオン 一フマル酸

(6E)-6-[(6-Chloro-2-methyl-2*H*-indazol-5-yl)imino]-3-[(1-methyl-1*H*-1,2,4-triazol-3-yl)methyl]-1-[(2,4,5-trifluorophenyl)methyl]-1,3,5-triazinane-2,4-dione monofumaric acid